聴覚障害女児交通事故死亡裁判

―年少未就労者に聴覚障害があることを理由とした逸失利益(基礎収入)減額―

弁護士松田崚

Ⅰ　事案の概要

　本件訴訟は、交通事故により死亡した聴覚障害のある女児の遺族が運転者（当時の従業員）及び雇用主に対して訴訟提起した、民法709条・民法715条（使用者責任）に基づく損害賠償請求事件である。

　女児は、事故当時11歳であり、生まれつき聴覚障害（先天性の両側感音性難聴）があり、聴覚特別支援学校に通っていた。

　大阪地方裁判所での第一審での審理を経て、第一審判決（大阪地方裁判所令和5年6月30日、以下「原判決」）が逸失利益を全労働者平均賃金の85％に減額して算定するものであったため、原告らは控訴。大阪高等裁判所での控訴審は結審し、来年１月に判決期日予定。

Ⅱ　争点

１　本件では、聴覚障害のある子ども（未就労）が交通事故により死亡した場合、損害として逸失利益をどのように算定すべきかが争点となっている。

２　逸失利益の基本知識

逸失利益とは「将来得られたであろう収入」をいう。ここで交通事件の損害賠償事件において、実務は、次の定型式により算定されている。

　「基礎収入額」×労働能力喪失率×喪失期間に対応する中間利息の控除係数×（１－生活費控除率）

　逸失利益算定の基礎となる金額を「基礎収入」というが、基礎収入額は、原則として、事故時の現実収入を用いる。一般的な労働者においては、少なくとも事故時の現実収入程度は将来も得られたであろう「蓋然性」が認められるという説明がされる。

そして、未就労の子どもの場合、原則として具体的な能力証明を要せず、全労働者・学歴計・全年齢の平均賃金（以下単に「平均賃金」という場合、全労働者の平均賃金をさす）を基礎収入額とするのが実務である。

　かつては、男女差別があり、女児の場合、女性の平均賃金を基礎収入とする裁判実務があったが、男女雇用機会均等法等の制定を受け、平成10年頃から男女計・全労働者の平均賃金で算定するようになった。

３　本件の問題点

　聴覚障害のある者について、一律に、障害のない者と比べ劣っている、労働能力も低いと評価して、逸失利益を減額することが許されるのか、また、聴覚障害がある子の場合は障害のない者と同等の労働能力を有する・同様の賃金条件で就労する可能性があることの蓋然性があることの立証負担を課されなければならないのか、ひいては、障害のある未就労年少者に対する損害賠償実務のあり方等が問題となっている。

Ⅲ　第一審における被告側の主張

１　被告側は、当初、女性労働者の平均賃金の４０％（年約153万円）を基礎収入と主張していた。

　その後、厚生労働省調査による平成30年聴覚障害者（男女計）の平均賃金（294万7000円）の存在を知ったとして、４０％の主張を撤回し、基礎収入は294万7000円（全労働者平均賃金の約６０％）と主張。

２　その根拠として、被告らの代理人は、概ね次のように主張

・自賠責後遺障害別表等級の分類によれば聴覚障害の有無やその程度は労働能力に影響を与えるものであり、ひいては将来の収入（基礎収入）にも影響を与える

・被害女児の聴覚障害の程度として、聴力は後遺障害４級相当であり、労働能力喪失率は92％であるから、一定水準の思考力・言語力・学力が備わっていたとしても、純粋な聴覚障害だけで、92％の労働能力喪失と評価される重度の聴覚障害がある。知力の問題ではなく、純粋な聴覚能力につき、一般の損害賠償実務においては、92％の労働能力喪失をもって損害評価をしている。被害女児の聴覚障害が一般に92％の労働能力喪失率と評価されることは否定しがたい事実である。

・聴覚障害の進学と就労の実態として、「9歳の壁」問題があり、聴覚障害自動の高校卒業時典での思考力や言語力・学力が小学校中学年水準に留まるという現象であり、「9歳の壁」問題もあって、聴覚障害自動は健聴児童に比べて大学等に進学できる学力を獲得できることが困難。仮に大学等に進学できても、十分な情報保障や周囲の理解が得られず、高等教育の学習に支障が出ることが少なくない、労働市場に参入する際にも、依然として情報保障の不足や周囲の聴覚障害に対する理解・配慮の欠如に悩まされることが多い等の問題点があり、聴覚障害者は思考力・言語力・学力を獲得するのが難しく、就職自体も難しい。就職できたとしても非正規社員が多く、昇進できる者も少なく、転職を繰り返す者も多い、そのまま働き続けることはできず、未就業者になる者も多い、そのため、聴覚障害者が得られる賃金は低廉なものとなる

・交通事故の損害賠償請求事件は「現状回復」と「損害の公平な分担」という理念のもと、証拠から認定できる「損害」を算定し、てん補を図ることが目的であり、特に、逸失利益は労働能力に関わる損害項目である以上、被害女児の聴覚障害が労働能力にどの程度影響を与えるものかその影響を基礎収入の算定にどの程度斟酌すべきかにつき主張する必要がある。また、将来予測を伴うため不確定要素の多い要素の多い逸失利益が問題となっている以上、蓋然性のある損害は幾らであるかを検討する必要があり、その前提として、現状において聴覚障害者が置かれている就労状況や環境も検討する必要がある

Ⅲ　原判決の内容（＝基礎収入は平均賃金の８５％減額）

１　原判決は、被害女児の逸失利益の基礎収入につき、全労働者の平均賃金の８５％と認定した。

２　原判決は、被害女児に聴覚障害があることを理由に、平成30年全労働者の平均賃金497万2000円の85％に相当する422万6200円を基礎収入額とした。

３　その理由として、

　被害女児は学習に支障はなかった、勉学や他者との関わりに対する意欲と両親による支援が十分にあり、年齢相応の学力や思考力を身につけていく蓋然性があったといえ将来様々な就労可能性があったと認定しながら、

他方で、被害女児に感音性難聴があったところ、

聴力障害は、労災保険法施行規則や自賠法施行令別表第２においてその程度に応じて後遺障害の等級が定められ、労働能力喪失率が定められており、これは①「聴力障害によって就労の上で他者とのコミュニケーションが制限され、②その結果、労働能力が制限されることを前提としたものと認められ」、聴力障害によって労働能力喪失率表どおりに労働能力が制限されるとみるべきかは別としても、「③聴力障害が労働能力を制限し得る事実であること自体は否定できない」として、被害女児について、⑤聴力障害は、…慣れた環境においては、コミュニケーションに与える影響としては…自賠責施行令別表第２における４級に相当するものよりある程度軽いものであったと認められるものの、労働能力に影響がない程度のものであったということはできない」（以上「見解」ということがある）

被害女児の死亡時を基準として、被害女児が将来就労により得られであろう収入について検討すると、

・平成30年の聴覚障碍者の平均収入は、同年の全労働者平均賃金の約７割であり…死亡時において聴覚障害者の収入が全労働者平均賃金と同程度であったとはいえない

・聴覚障害者の学力水準の向上や大学等への進学率の増加は平均収入が増加することを予測させる事情であり、若年者が多いことは平均収入が上がることが予測される、障害者法制等に関し、将来、必要かつ合理的な配慮がされなければならないという理念が時間の経過とともに社会に浸透されたと予想できた、就労機会等の拡大や実際の就労環境も、テクノロジーの発達により音声認識アプリが普及活用されているが、今後も加速的に進歩されることが予想されるので、聴力障害が就労に影響を及ぼす影響が小さくなっていくものが認められるので、聴覚障害者の平均収入は平成30年における金額よりも高くなると予測できるとしつつ、

なお全体の大学等への進学率とは相応に開きがあることに照らして、大学などへの進学率が全体の進学率と同程度に増加することにより全労働者の平均賃金と同程度までの大きな増加を見込むことができるとはいえない

・聴力障害がコミュニケーションを制限することにより労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができず、④「聴覚障害者と障害がない者の収入の差は、聴力障害による労働能力の制限も原因となっていると認められるから、基礎収入についてこの事実をないものとして検討することはできない」

・被告らの主張については、平成30年自賠法施行令及び労災基準は聴覚障害がなかった者が事故や災害により突然聴力生じた場合に、賠償や補償を速やかにかつ検査結果等に基づいて平等に行うことを目的として設けられた基準であり、先天的に聴力障害があり、これを所与のものとして対応する能力を身に着けた者の労働能力については、必ずしもこれを参考にすることはできないとして、平成30年聴覚障害者の平均賃金を基礎収入とすべきとの主張は排斥。

Ⅳ　原判決の問題点・控訴審における原告ら弁護団の主な主張・立証（松田による要旨）

１　「聴覚障害」について、音声情報を伝達する手段に代わるものと、中枢系で学習した知識があれば、聴覚障害がない者と同等にコミュニケーションができること

　聴覚とは、本来、末梢系（いわゆる耳）と中枢系（いわゆる脳）の２つをあわせたシステムであり、末梢系は音の情報を伝達するという生理学的機能、中枢系は伝達された音の情報を分析し、言語として理解し、言語知識を蓄積する心理学的な機能である。例えば、「リンゴ」を知らなければ、リンゴと聞いても、中枢系に知識がないため、リンゴと理解することができない。

そして、言語力、学力、コミュニケーション能力は、中枢系の発達による。そして、抹消系（耳の器官）に聴力障害がある場合、情報が中枢系まで届くようにする必要があり、手話や文字、またそれらの通訳をつけることで聴者と同等に力を伸ばすことができる、コミュニケーションは「聴力」が一番大事なのではなく中枢系に届く方法を使っているかどうかが一番重要であり、「聴力」が正常であることが、言語力、学力、コミュニケーション能力の発達に不可欠な要素ではないこと、ろう教育では、長らく手話が禁止されており、末梢系の聴力障害により中枢系たる脳に情報を届けることが困難といえる教育方法だったため、子どもたちの能力が育たなかった状況があったが、2000年以降は、音声に限らず、手話や文字などを使って、中枢系にきちんと情報を届ける教育方針に転換され、その結果、全体的に言語力学力がのびていること、被害女児には、中枢系には障害がなく、聴覚を活用し、コミュニケーションする能力があったといえること、コミュニケーション手段があれば、問題なくコミュニケーションがとれる状態であったこと、このままの状態で教育を受け続けられば能力は発達でき、年齢相応に成長していたといえることを、ろう教育専門家の尋問によりした。

要するに、聴覚障害者は、抹消系で音声情報を伝達する手段に代わるもの（視覚情報としての手話、文字等）と中枢系の知識等がありさえすれば、聴覚に障害がない者と同等にコミュニケーションができる。

原判決は「聴力障害」を用いているが、聴力障害は末梢系（感覚器官としての耳）の生理学的機能不全を意味するにすぎないのであり、聴力の有無、聴力のレベル、程度は、末梢系の障害像を示すだけであるにもかかわらず、聴力障害のみに矮小化していると批判。被害女児についていえば「聴力障害によって就労の上で他者とのコミュニケーションが制限される」との判示は誤りである。

ろう教育専門家の尋問により、原判決には、コミュニケーションにおける中枢系である言語・認知・社会性等の発達には全く注意を向けず、抹消系たる聴力により中枢系たる学力、コミュニケーション能力、言語力を不当に不適切に評価している誤りがある。

２　被害女児の労働能力

　被害女児は、年齢相応の言語知識、学年相当の能力を身に着け、大学進学した場合合理的配慮が整備された環境において聞こえる学生と対等に学び、労働能力の基礎となる高度な知識、専門的な知識を身につけることができていたといえる。また、就労の際には、この能力を高め、関心や蓄積した能力にあわせて就職先を探していたといえ、聾学校においても社会的障壁を理解し、自身の障害についても説明できるようにするための教育機会があり、卒業後、力を身に着けて仕事に入り、社会的障壁をみつけ、こういった合理的配慮がほしいと対話していけると考えられる。音声言語のみに限定しない就労環境で必要な合理的配慮を提供し、情報機器等を活用すれば、コミュニケーションは制限されず、労働能力も制限されず、むしろ発揮できると考えられるにもかかわらず、障害のない者と遜色なく労働能力を発揮できていたと評価できる。

３　原判決は「コミュニケーション」を音声に限るという過ちを犯している

そもそも、「コミュニケーション」は、意思疎通の手段（音声）の次元のみで語られるものではなく、発達心理学的には、相手の意図や思考を推測し、場面や文脈に則りやりとりをし、会話が噛み合わなかった場合、質問や確認等で修正を行う等、その時々の状況に応じて言語・認知・社会性等の知識を活用して相手と会話したり相手との人間関係を形成したりする活動である。

被害女児は、日記等資料からそうした知識をみにつけていることがうかがえ、欠如あるいは不足しているという指摘は見当たらない。むしろ、コミュニケーションに必要な知識や能力を豊かにみにつけていた。

かかる原判決のいう「コミュニケーション」はコミュニケーションを音声だけとする通念・意識や習慣に基づく見解である。

　しかし、障害者権利条約2条の意思疎通（＝コミュニケーション）の定義は、「言語、文字の表示、…利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、…その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」であり、世界人口の15％の障害者が障害特性を踏まえて必要な意思疎通の形態、手段及び様式を選択・活用しており、コミュニケーションは音声言語で行うものだという多数派社会の通年は、社会的基本法でいうところの「社会的障壁」（2条2号）としての「慣行、観念」そのものに該当する。

条約は続けて「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義しており、障害者基本法3条3号でも、「言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること」と規定している。

　すなわち、本件事故のあった平成30年時点で、法体系における「コミュニケーション」（意思疎通）に関わる定義は音声のみと限定されておらず、障害者基本法３条のいう「すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保証される権利を有することを前提と」した上で、「コミュニケーション」あるいは意思疎通の手段には言語、文字の表示等が含まれることになるにもかかわらず、原判決は意思疎通の手段・形態（音声）のみに限定しており、自ら障害者権利条約・障害者基本法に言及している以上論理破綻、無理解を露呈している。

障害のある者が様々な伝達手段を選択する際に、音声言語で行うものだと多数は社会によって一方的に決められることは、障害を理由にした差別・排除につながりかねず、原判決の言及する「障害者法制等」では、障害のある当事者との双方の建設的対話による相互理解を通じて伝達手段を決めることが想定されている筈なのに、法の担い手である裁判所が法の適用を誤ったとしか評価できない。

４　「個人の聴力障害→労働能力制限」という論理は医学モデルから脱却できていないという誤りがあること

原判決は、コミュニケーションができないのは聴力障害が理由であると結びつけているが、音声情報を音によって拾うことができないために、その人の労働能力が制限されるという考え方、すなわち障害の原因は個人にあるという医学モデルに依拠するものである。

障害者観について、障害者法制は、「障害」の原因はその人個人にあるのではなく、その人が日常生活社会生活を営む上での一切の制限を意味する（社会の側に原因がある）という社会モデルに転換している。

労働能力が制限される原因は個人ではなく、社会にあるという社会モデルであり、音声情報が入ってこないのであればその原因は聴力に障害がある（医学モデル）ではなく、音声情報を入りにくくしている社会にこそ原因を求めるのが社会モデルであり、聴覚障害のある者がコミュニケーション上の制限がなくなるよう合理的配慮の提供をしなければならず、「聴力障害があるからコミュニケーションができない」ではなく「社会的障壁がありコミュニケーションができず、その社会的障壁を除去しないままであればコミュニケーションに制限が出る」と考える必要がある。

岸田総理（当時）は、優生保護法最高裁判決を受け、立ち上げられた「第１回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」での挨拶において、「障害への対処において、その取組の責任を障害者個人にみいだす考え方、…を過去のものにしなければなりません。障害者への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体が変わらなければならないと考える」「障害者への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、障害の社会モデルの考え方を踏まえ、障害者に対する偏見差別、優生思想の根絶に向けて、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化してまいります」などと述べており、障害者法制と行政の長がこぞって医学モデルを過去のものとして決別し、社会モデルに立っている。

　つまり、音声言語・情報のみに限定しない就労環境で必要な合理的配慮が提供されれば、社会的障壁は除去され、就労上のコミュニケーション制限・労働能力制限はない。

具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用である司法権をつかさどる裁判所においても、医学モデルによってはならず、社会モデルによらなければならず、原判決は厳しく批判されなければならない。

５　労働能力の制限根拠に、後遺障害の等級の労働能力喪失率を用いることは不合理・不適切であること

原判決は、後遺障害の等級の労働能力喪失率を参考として評価することはできないと述べながら、逆に、聴力障害のある者の労働能力は制限される根拠として、自賠法施行令及び労災基準（労働能力喪失率）を挙げるという論理矛盾を引き起こしている。

しかし、そもそも、労働能力喪失率は障害のなかった人が障害者になってしまった人のためのものであり、生まれつき聴覚障害があり育ってきた人とは全く異なるから、妥当性が根本から疑われる。

また、被告らの主張は、「聞こえないから労働能力が制限される。その根拠は、労災保険法及び自賠法施行令等にも聞こえない場合には労働能力を喪失するという基準である」というものであるが、数字の元になっている昭和32年の労働局長通達の喪失率基準は、昭和6年度の労働者災害扶助法施行令に基づくものであるが、各機能障害の程度を知見に基づいて科学的に導き出したものではない（判例・裁判例は、労働能力喪失基準は司法の判断を拘束しないとする）、さらに言えば、法制度、意識の変化やIT化がすすむ労働実態からみて、本件において妥当性合理性を見出すことはできない。

大島眞一元裁判官も、「労働能力喪失率は、確たる根拠に基づいて策定されたものではないわけですから、この点を踏まえて判断する必要がある」（判例タイムズ1483号、15頁）と指摘している。

原判決は、先天性であるから労働能力喪失率を参考にすることはできないと判示したにもかかわらず、聴力障害について労働能力喪失率が定められていることを根拠として基礎収入を減額しており、論理矛盾・結論も誤りである。

６　平成30年の聴覚障害者平均賃金を根拠とすることはできないこと

平成30年の厚生労働省の障害者雇用実態調査において、聴覚障害のある者の平成30年の平均賃金が全労働者の平均賃金の70％であるから、被害女児においては、全労働者の平均賃金の85％という認定をしているが、平成30年の調査時点では平成28年に施行された障害者差別解消法・障害者雇用促進法が反映されていないから、差別が織り込まれているものといえ、この調査結果を前提として用いること自体誤っている。

加えて、調査方法において、聴覚障害のある者の中に、聴覚障害とほかの障害を併せ持つ者も加えている点で、聴覚障害だけがあった被害女児には当てはまらない。

なお、全労働者平均賃金の元となる賃金センサスの対象には、障害のある者の賃金も含まれており、賃金センサス上は、障害の有無によって、全労働者平均賃金を区別していない。

７　労働能力は本質部分と非本質部分に分かれるところ、聴力障害は労働の非本質部分にあたり、合理的配慮はこの部分についてされること、本質部分が確保されている以上取扱いに差を設けることは差別になること

　憲法14条はその事柄の本質部分において等しい者を等しく扱い、非本質部分は考慮してはならないという趣旨である。

聴力障害は、職業の本質部分を制限するものではない。

例えば法曹の適性は、性別や年齢という属性で決まるのではないのと同様、障害という属性で決まるものではない。聴覚に障害があろうと、司法試験に合格し、法曹の仕事をしている人がいるのは、障害は本質部分と関係はないからである。合理的配慮は、労働能力の提供に直接かかわらない、労働の非本質的部分の制限においてである。

絶対的欠格条項も廃止されており、医師であれば医学的な知見や経験という本質的部分（職能的部分）については中枢系の発達そのものといってよく、無関係ではない、手話や筆談、音声認識アプリなどを活用することによって、必要な能力・知識を身につけ、資格を得た後の日常的な業務においても、中枢系に届く方法を使う、すなわち耳という感覚器官（抹消系）の代わりとなるものが、手話や筆談、音声認識アプリという方法を使い、本質的部分を発達させるためには音声や聴覚活用に限られるのではなく、手話や筆談、音声認識アプリ等の方法によることも可能であり、合理的配慮として提供されるものである。

聴覚活用によっても聞き漏らしがあることや疲労感があることを前提に、そのリスクや疲労軽減のために、手話や文字を併用すると言った合理的配慮につき調整を行い、補聴器の調整等も行いながら業務に臨むことが可能であり、有資格者に限らず、一般業務に従事する者についてもこの点は妥当する。

　被害女児も、原判決が認定するように、勉学や他者とのかかわりに対する意欲、年齢相応の学力や思考力という本質部分は確保されており、本質部分が確保されている以上、聴力障害の有無によって取り扱いに差を設けることは、民法が解釈基準（民法2条）とする、憲法第13条の定める個人の尊厳と人格、憲法14条の定める平等原則を無視する他、障害者権利条約、障害者法制に抵触する。

理論面について川島聡教授意見書を提出。また聴覚障害者の就労環境の実態について、聴力障害が労働能力を制限しているといえるのかに関して、日常的に筆談や要約筆記、手話通訳、音声認識アプリといった合理的配慮の下、業務を遂行していること、過去には十分な配慮を受けることができなかった者の、就業先と対話、交渉を重ねて合理的配慮の提供を受けるに至った例もある、職場定着し、重要な業務を任されるようになり、昇進・昇給する例もあること等を14名の陳述書により立証。

８　人間の尊厳・法の下の平等に照らし、規範的判断をすべきこと、それにもかかわらず減額した原判決は憲法14条等に違反すること

　原判決の根底には、被害女児に全労働者平均賃金に基づく基礎収入を認めてしまうと現実に生じた「損害」以上の損害のてん補を認めることになるという価値判断があると推測されるが、そもそも、生命・身体の価値は本質的に金銭に換算しえない、市場価値を有さない性質を帯びることから、全労働者の平均賃金に基づく基礎収入を認めることが、被害女児に損害以上の補填を認めることになるということ自体おかしなことであり、過大な負担を強いるものでも不公正な結果が生じるものでもなく、加害者を利するだけの結果となる。

　人身損害の場合、そこで侵害された生命・身体の侵害によってどのような額の損害が発生したと考えるかに当たっては、何らかの意味において規範的な判断をともなう「評価」が不可欠である。

人の生命という法益が侵害された場合の「損害」の算定は、単なる計算の問題ではなく、規範的判断が求められ、その際重視されるべき規範的要素は、障害者権利条約や障害者基本法が保障する、人間の尊厳の尊重やその本質的価値の平等である。特定の属性を理由とする減額という差別的取り扱いを認めるような平等原理と抵触するような評価は到底許されない。原判決は、たとえ社会的障壁がとり逃されたとしても被害女児には聴覚障害という新進の機能障害がある限り、障害がある者が得られる収入（そこで発揮される労働能力）は、障害がない者と同等となる蓋然性を否定するものであり、障害のある者は障害がある限り、労働能力及び収入面において半永久的に障害のない者と同等になることはないという前提に立ち、人間として85％の価値しか見いだせないということになる。かかる判断が「蓋然性による事実認定」を通して行われる場合には、これこそが偏見、無意識の差別であって、損害の衡平な分担という理念にはるかに及ばず、これこそが控訴審において克服されるべき「社会的障壁」である。

「あらゆる証拠資料に基づき、経験則と良識を活用して、できる限り蓋然性のある額を算出するように努め」（最高裁昭和39年6月24日判決）なければならないがその趣旨は、年少者等の賠償を切り縮めるためのものでなければ、将来の収入予測が（高度の）蓋然性をもって証明すべきとしたものでもなく（年少者の将来の収入を蓋然性をもって立証することはおよそ不可能）、将来の単純な予測ではなく、「良心を十分に活用して」こうあるべきだという規範的判断が求められる。

　聴覚障害を有することを理由として基礎収入を減額することは、障害を理由とする正当化できない差別にほかならず、憲法その他の法令における差別の禁止規定は、一定の属性（人種、信条、性別等）を有する者について、歴史的な経緯等から、社会生活上、そのことから合理的に導かれる評価を超えて、さらに悪い評価をする偏見、先入観が生じていること、あるいはそのおそれを前提として、これらの影響を除去することを重要な目的の一つとして設けられてきたものであり、このことは、障害による差別禁止についても同様と解され」る（高松高裁令和2年3月11日）憲法14条の平等原則に反する。

　第一審から原告ら弁護団は労働能力喪失率が障害のある者の逸失利益算定には何の意味もないことを主張してきたにもかかわらず、原判決は、その点に関して正面から判示しなかった。換言すれば、「障害があれば労働能力が低い（はずだ）」という決めつけ・偏見が透けて見える。障害がある者は障害がないものに比べ、能力に劣るという差別意識が潜んでいる。

音声中心社会において、結果として音声による言語が使えない人々は能力が低いかのように評価される、そのような思想は障害者差別・排除につながりかねない。

日本も締約している障害者権利条約は、「障害者に関する定型化された観念、偏見、有害な慣行」と戦うための即時の、効果的かつ適当な措置を取ることを約束する」（８条１項（ｂ））と規定している。

障害ゆえに障害のない者に比べて労働能力が劣るという原判決の発想こそが、個人の尊厳を保障する憲法に抵触し、障害者権利条約や障害者法制によって禁じられた差別であるし、原判決のように、将来の可能性を奪ったのは被告らの不法行為によるものである以上、蓋然性の証明まで求めることは不当といわざるをえず、聞こえない・聞こえにくいことを理由として基礎収入を平均より減額する結論を是認するのであれば、障害の有無により、司法における価値補償を差別化するものであって、司法による障害者に対する差別である。

９　研究者・裁判実務家・社会からも批判がされていること

本件における基礎収入の算定の在り方については、第一審において吉村良一教授意見書、城内明教授意見書を提出し、控訴審でも吉村良一教授論考、若林三奈教授意見書等により理論的に原判決を分析批判して頂いた。

裁判所の交通事故訴訟における損害論に関して議論をリードしてきた大島眞一元裁判官（最終経歴は大阪高裁部総括）も「改訂版交通事故事件の実務―裁判官の視点―」109頁において、原判決をとりあげた上で、「法律等の動向やテクノロジーの発展により、将来における障害者と障害がない者との間の就労可能性や労働能力の差はなくなっていく方向に向かうのは確かであろう。そして、年少障害者の逸失利益は、今後半世紀にわたって得られたはずの収入を算定するのであるから、障害者も健常者と同等の勤務条件で稼働すると予想することも可能であろう。こうしたことを考慮すると、基本的に、障害者も健常者と同じように考えるのが相当ではないか」と指摘している。極めて妥当であり、現状においてすら、障害法制の整備により働く環境は整備され、テクノロジーは著しく進歩しており、社会の意識も着実に変化しており、将来における障害のある者とない者との間の就労可能性や労働能力の差はなくなっていく方向に向かっていくのは確実である。もはやそのように考える時代にきているというべきである。

Ⅴ　最後に

原判決を受け、報道や障害者団体声明等でも、「時代にあった判断をすべき」「原判決の内容はあまりにも酷」「何を証明したら〝司法の壁〟を越えられるのか」「多様性を尊重し、差別をなくそうとの社会の流れに逆行している」、「障害のある人としての価値を割り引くものである」、「従来の判断枠組みと法が目指す社会の理想像の間にずれがあればより良い規範を求めて検討を重ねるのが裁判所をはじめ法律家の責務であろう」といった原判決への批判がされていることを控訴審で記事等を証拠提出している。

　最後に某聾学校の高等部女子生徒（被害女児と同年代）からいただいたお手紙の中での原判決に対する感想を紹介する。

「その少女が若くして亡くなられたことも大変悲しく思いましたが、相手の言い分の内容がすごく差別的で、心がとても痛みました。賠償金を求めたのに４０％しか…なぜそんな考え方ができるのだろう、と思いました。…大勢の人が頑張ってくださったおかげで、ようやく８５％まで上げれたが、どうしても１００％になれないことが悔しく思いました」

司法から社会に対するメッセージという点でも、原判決は重大な問題があり是正されなければならない。

以上